

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、善通寺市土地改良区から役員の
退任について次のとおり届出があった。

平成20年10月7日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	山田 哲也	善通寺市善通寺町1571番地	平成20年5月9日